

平成27年8月26日

「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応 事がい りゅう きべっ かいしょう すいしん かん たいおう 「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応 はけんぼしゅう 要領」(案)の意見募集について

金融庁では、「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する 対応要領」(案)を別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

本件は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、金融庁職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものです。

(注) 法の概要については、「<u>障害を理由とする差別の解消の推進</u>」(内閣府ウェブサイト)を御参照ください。

ぐたいてき ないよう 具体的な内容については、別紙を御参照ください。

この案について御意見がありましたら、平成27年9月24日(木)17時00分(必着)までに、氏名(法人その他の団体にあっては名称)、職業(法人その他の団体にあっては名称)、職業(法人その他の団体にあっては業種)、連絡先(住所、電話番号又は電子メールアドレス)及び理由を付記の上、郵便、ファックスにより下記送付先に、お寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

インターネットによる御意見は、下記e-Gov ウェブサイトに、お寄せください。

御意見をお寄せいただいた方の氏名(法人その他の団体にあっては名称)については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の内容に、(1)にその旨を明確に御記載ください。なお、開示に当たっては、御意見の内容に、(1)では、関する情報であって特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は(2)ほうにんとう けんり きょうそうじょう ちょい たせいとう りぇき しんがい ある場合、又は(2)ほうにんとう けんり きょうそうじょう ちょい たせいとう りぇき しんがい おるまされのある記述がある場合、には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

インターネットによる御意見はこ<u>こをクリックしてください。(e-Gov ヘリンク)</u>

ごいけん 御意見の送付先

郵便:〒100-8967

とうきょうと ちょだくかずみ せき ちゅうおうごうどうちょうしゃだい ごうかん東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

きんゆうちょうそうむきかくきょくそうむか 金融庁総務企画局総務課 ファックス: 03-3506-6011

URL: http://www.fsa.go.jp/

お問い合わせ先

まんゆうちょう 金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表) そうむきかくきょくそうむか ないせん 総務企画局総務課 (内線3147)

「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(案) の意見募集について(るびあり版)(PDF:●●KB)

まんゆうちょう かいしょうがい りゅう きべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう あん 「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(案) の意見募集について(テキスト版)(TXT:●●KB)

(別紙) 金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 (案)(るびなし版)(PDF:●●KB)

(別紙) 金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 (案)(るびあり版)(PDF: ●●KB)

(別紙) 金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 (案) (テキスト版) (TXT:●●KB)